①　この間の合同会議での資料（①義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート、②感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について・通知概要及び通知本体）を再提出のうえ、小中学校における登校および出欠の取り扱いと学習指導、オンライン授業について考え方を説明してください。

○　文部科学省としましては、まず、新型コロナウイルス感染症への対応としてやむを得ず学校に登校できない児童生徒の出欠の取扱いに関して、

・やむを得ず学校に登校できなかった日数は、指導要録上、「出席しなければならない日数」から除外することとされており、「欠席日数」として記録しないこと

・進級・進学、入試等において、例えば、出席日数等により、不利益を被ることがないようにすること

などをこれまでもお示しをしてきたところです。

○　やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないよう、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であることから、各自治体や学校に対して積極的な取組を促しています。

○　なお、こうした取組の一環として、一定の方法（※）によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、「オンラインを活用した特例の授業」を行ったものとして指導要録に記録することとしています。

（※）①　同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
②　課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

【文部科学省　初等中等教育局　教育課程課　03-6734-2369】

義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート

○家庭や地域の経済的・社会的状況等に関わらず、全ての子供たちに教育の機会均等を確保することは重要であり、**保護者は子供を小学校、中学校に就学させる義務**があります。そのため、**保護者が子供を学校に登校させることが基本**となります。
○一方で、**新型コロナウイルス感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを低減することも重要**であり、以下のフローチャートに基づき、**それぞれの子供の状況に応じた適切な対応**をお願いいたします。

- 学校や学年が臨時休業になった場合（注）
  - → **登校は必要ありません**
    臨時休業となることから、出席にも欠席にもなりません※
- 学校が臨時休業になっていない場合（分散登校等で授業のある児童生徒も含む）
  - 児童生徒の感染が判明した場合（保健所により濃厚接触者に特定された場合、本人や家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合も含む）
    - → **登校はできません**
      ・校長は出席停止の措置をとることとなります
      ・出席停止の措置が取られた場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※
  - 感染はしていないが、感染が不安で休ませたい場合
    - 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒
      - → **主治医の見解を保護者に確認した上で、校長が学校に登校するかを判断します**
        校長が学校に登校すべきでないと判断した場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※
    - 上記以外の児童生徒について（不登校児童生徒、病気療養児を除く）
      - 校長が合理的な理由があると判断する場合
        - → **登校は必要ありません**
          登校が不要となった場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※
      - ＜合理的な理由＞
        生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段が無い場合などが合理的な理由となります。
      - 校長が合理的な理由がないと判断する場合
        - → **登校は必要です**
          登校しない場合は欠席となります
  - 単なる感染不安ではなく、不登校で相当の期間学校を欠席している場合や、病気療養の事情で登校できていない場合
    - → **一定の要件の下、「出席扱い」となります**
      ・「出席扱い」は校長の判断となります
      ・不登校や病気療養の状況における「出席扱い」として記録されます

注　分散登校等で学年の一部を休業とした場合に授業のない児童生徒も含まれるが、この場合には「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※
※の場合においては「出席停止・忌引き等の日数」等とされ、出席にも欠席にもなりませんが、児童生徒が、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録されます。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（幼稚部、高等部）及び専修学校高等課程においても、感染症等が発生した場合における児童生徒等の出席については基本的には同様の対応となりますが、詳細は「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」（文部科学省HP）に掲載しているQ&A等をご参照ください。

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（令和３年２月19日初等中等教育局長通知）

対象

感染症・災害等の非常時に、**臨時休業・出席停止等**※により**やむを得ず学校に登校できない**児童生徒

感染症：学校保健安全法第19条による出席停止、第20条による臨時休業の対象となる感染症の予防
災害等：学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情
※非常変災等児童生徒・保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む

平常時

・**学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われる**ものであることを踏まえ、平常時から**非常時を想定した備え**をしておく

・非常時にも学習を継続できるよう**ICT環境を整備**

非常時

・まずは可能な限り感染リスク低減・安全確保をした上で、**児童生徒が登校して学習できるようにする**ことが重要

・**感染症・災害等の状況に応じて**、地域・学校・児童生徒の実情等を踏まえながら、**学校において必要な措置を講じる**

・特に**一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合**などには、指導計画等を踏まえた教師による**学習指導と学習状況の把握**を行う

＜自宅等における学習の取扱い＞

・教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要

・自宅等における学習状況・成果を**学習評価に反映可能**

・教師による学習指導が一定の要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、**再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能**

＊一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分な場合、別途、個別に補習等を実施

＜指導要録上の取扱い＞

・**「欠席日数」としては記録しない**

・以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、**「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録**

①**同時双方向型**のオンラインを活用した学習指導
②**課題の配信・提出**、**教師による質疑応答**及び**児童生徒同士の意見交換**をオンラインを活用して実施する学習指導
（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

＊**非常時のやむを得ない場合の対応**であり、**登校再開後の学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要**

＊令和3年4月1日から実施（特段の事情がある場合はこの限りでない）

登校再開後

・対面により学習状況を把握し、必要に応じて、**補充授業や補習等を実施**

・非常時に臨時休業を行い、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって法令違反とはならない

・各学年の課程の修了・卒業の認定は弾力的に対処し、**進級・進学等に不利益が生じないよう配慮**

（参考）中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（令和3年1月26日）（抄）
「感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、……児童生徒等の学びの保障を着実に実施するために、制度的な措置等について検討・整理することが必要である。」

（参考）規制改革推進会議「当面の規制改革の実施事項」（令和2年12月22日）（抄）
「災害を含めた非常時に、……対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認める。」

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導の取扱いについてお知らせします。（新規）

２文科初第 1733 号
令和３年２月 19 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各　都　道　府　県　知　事
附属学校を置く各国公立大学長　　殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第１２条
第１項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧　本　　寛

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）

各設置者及び学校等におきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を含め、児童生徒の学習機会の確保・充実に御尽力いただいていることに対し、感謝申し上げます。

さて、平成 31 年４月の「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の諮問を受け、令和３年１月 26 日に中央教育審議会において「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられました。同答申においては、「「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性」として「感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する」が示されるとともに、災害や感染症等の発生などの緊急時にも教育活動の継続を可能とするために ICT の活用が極めて大きな役割を果たしうるとされています。そして、感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、児童生徒等の学びの保障を着実に実施するため、制度的な措置等について検討・整理することが必要であるとされています。

また、令和２年 12 月 22 日に規制改革推進会議において取りまとめられた「当面の規制改革の実施事項」において、災害を含めた非常時に、対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認めるとされたところです。

これらを踏まえ、この度、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校

（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）全日制・定時制課程の高等学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）において、非常時（本通知において、学校保健安全法第 19 条による出席停止や第 20 条による臨時休業の対象となっている感染症の予防のため又は学校教育法施行規則第 63 条に規定する非常変災その他急迫の事情によるものをいう。）に臨時休業又は出席停止等（非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む。）により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について、下記のとおりまとめましたのでお知らせします。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和２年４月 10 日付け２文科初第 87 号初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止し、今後は本通知によることとします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いします。

記

１．平常時からの準備

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであること。学校においてはこのことを踏まえ、非常時に臨時休業又は出席停止等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、平常時から非常時を想定した備えをしておくことが重要であること。具体的には、例えば、学校外での学習を含む児童生徒の学習習慣の確立など学びに向かう力の育成を図ることや、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにするなどカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図ること、学校と児童生徒・保護者及び地域の関係者との関係の強化など学校・家庭・地域が一体となった学校運営を展開すること等が重要であること。また、非常時に登校できない児童生徒が発生した際の学習指導に関し、あらかじめ可能な対応策等について、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえて検討を行い、保護者等の理解を得ておくなどの取組も必要であること。

学校教育活動の継続に当たっては、ICT の活用が大きな役割を果たしうるもの

であることから、平常時から積極的な ICT 環境の整備とその活用を推進するとともに、非常時を想定して、例えば端末や通信環境が整っていない場合には学校に整備された端末やルータ等の貸出し・持ち帰りを積極的に行えるようにしておくこと、自宅等からの接続を試行しておくことなど、自宅等においても ICT を活用して学習を継続できるよう環境を積極的に整えることが重要であること。

２．非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導

（１）基本的な考え方

感染症や災害の発生等の非常時においても、当該感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、まずは学校において可能な限り感染リスクを低減させ、あるいは安全を確保した上で、学校運営の方針について保護者の理解を得ながら、早期に教育活動を再開させ、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要であること。

同時に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要であること。このため、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じること。特に非常時において、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。

学習指導を行う際には、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT 環境を活用したりして指導することが重要であること。また、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT 環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要であること。

（２）自宅等における学習の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、

日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要であること。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができること。

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

＜要件＞

① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。

② 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

（３）指導要録上の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、従前から指導要録上の出欠の扱いにおいて、登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しないこととされているため留意すること。

その上で、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、本通知の別紙１から別紙４までに示す記載することが適当な事項に留意しながら、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成すること。

① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

なお、オンラインを活用した特例の授業は非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学校での学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要であること。

このことに関し、小学校及び中学校並びに特別支援学校小学部及び中学部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年３月 29 日 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知。以下「平成 31 年改善等通知」という。）別紙１及び別紙２に、それぞれ本通知の別紙１及び別紙２のとおり記載の事項を追加し、令和３年４月１日からこれによるところとすること。

また、高等学校及び特別支援学校高等部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 22 年５月 11 日 22 文科初第１号初等中等教育局長通知。以下「平成 22 年改善等通知」という。）別紙３に本通知の別紙４のとおり記載の事項を追加し、令和３年４月１日からこれによるところとするとともに、平成 31 年改善等通知別紙３に本通知の別紙３のとおり記載の事項を追加し、令和４年４月１日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について、これによるところとすること。

ただし、特段の事情がある場合はこの限りでないこと。また、設置者の判断により、令和３年４月１日より前から指導要録に記載する事項を本通知を踏まえて追加することは妨げられないこと。

３．登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等

児童生徒が登校可能となった時点で、対面により学習状況を把握し、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じること。その際、児童生徒や教職員の負担にも配慮すること。

なお、非常時に臨時休業を行い、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業を行い、学習指導要領に定める標準（35 単位時間の授業を１単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができること。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない状況にあった児童生徒について、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

〔別紙１〕小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙１の改正）
〔別紙２〕中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙２の改正）
〔別紙３〕高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙３の改正）
〔別紙４〕高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 22 年改善等通知別紙３の改正）
〔参考〕各設置者における指導要録の様式の設定に当たっての検討に資するため、別添として指導要録のオンラインを活用した特例の授業等の記録の「参考様式」を示している。

＜本件連絡先＞
初等中等教育局教育課程課教育課程企画室
TEL：03-5253-4111（内線 2369）

別紙１

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年３月 29 日 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）別紙１小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ　指導に関する記録」に以下を加える。

別記　非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1) 児童が登校できない事由

感染症や災害の発生等の児童がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について，以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には，①から③までの事項を記入する。

・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

・課題の配信・提出，教師による質疑応答及び児童同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

①　実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

②　参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に，家庭の事情等により学校に登校して参加する児童についても，オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③　実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて，オンラインを活用した特例の授業以外に，非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった児童が行った学習その他の特記事項等について記入する。

別紙２

中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年３月 29 日 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）別紙２中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ　指導に関する記録」に以下を加える。

別記　非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について，以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には，①から③までの事項を記入する。

・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

・課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

①　実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

②　参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に，家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても，オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③　実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて，オンラインを活用した特例の授業以外に，非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

別紙３

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年３月 29 日 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）別紙３高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ　指導に関する記録」に以下を加える。

別記　非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては，以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について，以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には，①から③までの事項を記入する。

・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

・課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

①　実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

②　参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に，家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても，オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③　実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて，オンラインを活用した特例の授業以外に，非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

別紙４

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 22 年５月 11 日 22 文科初第１号初等中等教育局長通知）別紙３高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ　指導に関する記録」に以下を加える。

別記　非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては，以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について，以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には，①から③までの事項を記入する。

・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

・課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

①　実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

②　参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に，家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても，オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③　実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて，オンラインを活用した特例の授業以外に，非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

小学校児童指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

児　童　氏　名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

中学校生徒指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

生　徒　氏　名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

生　徒　氏　名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

特別支援学校（小学部）児童指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

児　童　氏　名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

特別支援学校（中学部）生徒指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

生　徒　氏　名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

特別支援学校（高等部）生徒指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

生　徒　氏　名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

② 小中学校において、感染不安を理由に登校しない児童生徒の出欠の取り扱いについて、校長が「欠席」の扱いとしないことができるカテゴリには含まれないことの合理的な理由を説明してください。

○ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能です。

○ 校長が学校の感染状況や児童生徒の状況等を踏まえ、判断するものです。

【初等中等教育局 健康教育・食育課 保健指導係 03-6734-2918】